

令和4年9月29日

保護者各位

青森県立弘前中央高等学校  
校長 齋藤 郁子

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を踏まえた  
県立学校での対応について

平素より本校の教育活動に対しまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記の件について、青森県教育委員会から通知がありました。9月30日（金）より本校での対応は、下記の通りといたします。

本校では通知に従い、感染防止に努めながら教育活動を行ってまいります。御家庭でも引き続き健康観察をお願いいたします。

保護者の皆様には御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、不明な点等がありましたら、HR 担任まで御連絡下さい。

## 記

### 1. 療養解除後の出勤・登校等の取扱いについて

#### (1) 症状が出たことがある方

- ・発症日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快（※）後24時間経過後、8日目に解除。

#### (2) 症状が出たことがない方

- ・検体採取日を0日目として7日間経過後、8日目に解除。
- ・加えて、5日目の抗原定性検査キット（医療用）による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後、6日目に解除可能。

#### (3) 検査時には無症状であったが、その後症状が現れた方

- ・症状が現れた日を0日目として7日間経過し、かつ、症状軽快（※）後24時間経過後、8日目に解除。

#### ※症状軽快とは

解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合を指します。咳・咽頭痛・鼻水等が続いていても、体温が37℃未満となった場合や、倦怠感が軽減された場合などは症状軽快とみなします。

\*別添の青森県教育委員会からの通知は、本校HPに掲載し、Classiで配信しますので、詳細はそちらで御確認ください。